

青森大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森大学（以下「大学」という。）学則第57条の規程に基づき、青森大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の運営について定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、教育、研究及び学習活動に資するため、図書、雑誌その他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集、管理し、その有効な利用を大学の教職員及び学生に図るとともに、地域社会と協力し、学術情報の提供に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 附属図書館に本館と新館を置く。

(館長)

第4条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、館務を統括する。

(次長)

第5条 附属図書館に次長を置くことができる。

2 次長は、館長を補佐し、業務を処理する。

(図書委員会)

第6条 附属図書館の管理運営に関する事項を審議するため、図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館の利用)

第7条 附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 附属図書館内に事務局を置いて処理をする。

(その他)

第9条 この規程の変更及び、附属図書館の運営に関し必要な事項は、委員会が審議し、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 青森大学・青森短期大学附属図書館規則（昭和56年4月1日施行）は、平成22年3月31日をもって廃止する。
- 3 青森大学・青森短期大学附属図書館規程（平成22年4月1日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。